

○財務省告示第二百十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十八年六月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百十 五回、第三百十六回、第三百十 七回、第三百十八回、第三百十 九回、第三百二十回、第三百二 十二回、第三百二十四回、第三 百二十五回、第三百二十六回及 び第三百二十九回）及び利付国 庫債券（二十年）（第五十一回、 第六十八回、第七十三回、第七 十四回、第七十八回、第八十三 回、第八十八回、第九十二回、第 百三十一回、第九十二回及び第 百三十三回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入	

十四	利	子	十	十	十一	九	八	七	六	五
			三	二	一	振	額	最	払	発
			の	経	発	替	低	込	行	方
			払	過	行	単	額	金	額	募
			込	利	行	位	面	額	額	入
			み	子	価		金			決
			子	率	格		額			定
					日					の

札による発行利回り格差の
 各申込みの利率を順次
 さいものからその応募額
 割り当てる。その百八十五
 額内金（別表のとおり）
 五千四百二十億四千四百
 五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十八年六月十三日
 平成二十年六月十三日
 発行対象国債ごと、金額
 百円につき、次の算式により算
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額を加え、次の算式によ
 り算出した金額を払込日に払
 い込むものとする。
 各発行対象国債の面額の
 総額 × 各発行対象国債の利率 / 子
 100 × 各発行対象国債の前号に
 支規（期日発行日か、発行日
 数）に、利子の支払期日 / 365
 第十号に規定する発行日後の各

（第十回） （第三十） （百十五） 利付国庫債券	名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額） （額面金額）
		一・二%	平成三十三年六月二十三日	八百八十五億

（別表）

十五 償還期限 二十八年六月二十三日

十六 償還金額 額面金額につき百円

十七 入札の基 額面金額の100分の2

十八 準とす 八、六月二十一日付日本証券

十九 各発行の 業協会が発表した公社債店頭売

二十 象国債の 買参考統計表に掲載された平

二十一 利回り 均値の単利回り（平成二十八年

二十二 訂正された場 年六月二十一日午前九時以前に

二十三 当該単利回り）とす。訂正後の

二十四 日本銀行 日

二十五 元利金支 日本銀行

二十六 払場所 財務大臣から通知を受けた者

二十七 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十八 払込期日 平成二十八年六月二十三日

（利付） 第九十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第六十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第五十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第四十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第二十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第十回 三年国庫 債券 二十	（利付） 第十回 三年国庫 債券 十九	（利付） 第十回 三年国庫 債券 十八	（利付） 第十回 三年国庫 債券 十七	（利付） 第十回 三年国庫 債券 十六
○ ・ 八 %	○ ・ 七 %	○ ・ 八 %	○ ・ 八 %	○ ・ 九 %	一 ・ ○ %	一 ・ 一 %	一 ・ ○ %	一 ・ 一 %	一 ・ 一 %
日年平 六成 三月三 十 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 九成 三月三 十 二十四	日年平 六成 三月三 十 二十四	日年平 三成 三月三 十 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	日年平 九成 三月三 十 二十三	日年平 九成 三月三 十 二十三	日年平 六成 三月三 十 二十三
二十九億 円	円百 四 十六億	億五 円百 九 十九	十億 円	三十 三億 円	億二 円百 五 十六	四十 億 円	二千 億二 百 七十	億五 円百 三 十四	一千 億二 百 八十

（（利 第二付 百十国 三年庫 回）債 券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 券回 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 券回 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 九）債 券回 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 券回 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 券回 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 券回 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 四）債 券回 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 券回 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 券回 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 券回 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %
六平 月成 二四 十日 年	十年平 日十成 二三月 二十八	日年平 九成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	十年平 日十成 二三月 二十七	日年平 六成 月三 二十七	十年平 日十成 二三月 二十六	十年平 日十成 二三月 二十六	日年平 三成 月三 二十六	一年平 日六成 月三 二十三
六十 億 円	億二 百九 十五	十 億 円	五 十七 億 円	四 十七 億 円	六 十八 億 円	四 億 円	四 億 円	十 億 円	一 億 円	四 十四 億 円